

第4章 計画の取組

新 … 第2期人吉市子育て支援事業計画から追加した新規事業

1 ライフステージ共通施策

1-1. こども・若者の権利を守る

(1) こどもの権利の理解促進と意見表明の機会づくり

こども・若者の権利について、その周知・啓発に努めるとともに、こども・若者自身がこどもの権利・人権に対する理解を深めることができるよう学習機会の充実を図ります。

また、こども基本法の理念に基づき、こども・若者の意見を表明する機会を確保し、得られたこどもの意見がまちづくりに反映される仕組みづくりを検討します。

◆具体的な取組

	事業名	取組内容	担当課
新	こども計画等の周知	こども計画やこども基本法をこどもや若者に対し広く周知するため、本計画の概要版やパンフレット等を保育所や放課後児童クラブ等に配架します。	こども未来課
新	人権週間の広報	国が定める人権週間（毎年12/4～12/10）について、広報紙等を通じて、市民に広く周知するとともに、人吉市人権教育推進連絡協議会と連携し、人権ポスター展示等を通じて、周知を行います。	社会教育課
新	人権教育の実施	児童生徒の人権意識の向上を図るとともに、市内小中学校の教員を対象とした研修を充実させ、教職員の人権意識のさらなる向上を図ります。	学校教育課
新	「特別の教科道徳」の推進	道徳が「特別の教科道徳」として教科化するに伴い、『考える道徳』『議論する道徳』への転換を推し進めます。こどもの意見や視点を尊重し、「公正・公平」等の道徳的価値を養うことで人権意識を高めます。	学校教育課
新	障がい者を理由とする差別の解消の推進	障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあえる共生社会の実現のため、差別解消や合理的な配慮について、ホームページや広報誌等を活用した啓発・周知を行います。	福祉課

	事業名	取組内容	担当課
新	「中学生みらい議会」の開催	市内中学生による「中学生みらい議会」の開催を通じて、こどもの意見を取り入れたまちづくりを推進します。	学校教育課
新	こども・若者の意見収集	こども・若者の視点に立った居場所づくり等を推進していくため、学校や関係機関・団体と連携し、こども・若者の意見収集の方法を検討します。	こども未来課 学校教育課

(2) 障がい児・医療的ケア児への支援

発達相談等を実施しながら保健・福祉・教育など関係機関が連携し、保育所・認定こども園・幼稚園の就学前支援を小学校等に途切れることなく引き継ぎ、こどもの適性とニーズに合わせた親子支援を継続できるような環境づくりを行うとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが尊重される社会を実現するために、こどもの頃からの交流や親や社会全体への啓発活動を行い、支援体制の構築に向けた助言等を行います。

また、医療的ケア児支援法の施行により、医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支援することが求められています。人材の確保・育成に取り組むとともに、関係機関と連携しながら支援体制の検討・構築に努めます。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
障がい児親の会「くまっくらぶ」の活動支援	人吉球磨の障がいのあるこどもをもつ親の会であり、親同士の交流や情報交換、悩みの解決の場である同会の活動を支援します。	保健センター
児童発達支援センター	療育の相談や障がい児通所支援事業所への技術指導を行い、こどもの健全な発育発達を促し、また親の育児不安や悩みに対応しながら親子の支援を行います。	福祉課
巡回支援事業	保育所・認定こども園・幼稚園に通う発達障がい児の成長・発達を支援するため、療育等の研修を受けた保育士が施設を巡回し、各園の保育士や教諭、関係機関と連携を図り、困り感のあるこどもとその保護者への支援を行います。	保健センター
保育所等訪問支援	現在利用中又は今度利用する予定の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に安定した利用ができるよう当該施設を訪問し、支援を行います。	福祉課 保健センター
児童発達支援	手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて、身近な地域の障がい児支援として、通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行います。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の支援を行います。	福祉課

事業名	取組内容	担当課
球磨圏域乳幼児発達相談事業	行動面や情緒面に心配のある乳幼児や子育てに困難さを感じている親に対し、発達小児科医と心理判定員が相談に応じます。親がこどもの特性と適切な関わり方について学ぶことで、こどもの成長発達を促すとともに、良好な親子関係の構築と育児不安の軽減を図ります。	保健センター
発達相談外来の実施	月に1回人吉医療センターにて専門医による発達外来を実施します。	保健センター
特別支援教育	各学校の特別支援教育コーディネーター ¹⁶ の活動を充実させ、特別支援教育支援員の拡充を図ります。特別支援学級に限らず通常学級も含め、こども一人ひとりのニーズに合わせた対応を行うとともに、特別な支援を必要とするこどもへの理解と支援を行います。	学校教育課
人吉市特別支援連携協議会	特別な支援を必要とするこどもに対する支援体制の整備を図り、特別支援教育を推進します。幼児期から就学後まで一人ひとりに合わせた段階的な支援ができるよう、関係機関の連携を充実させていきます。	学校教育課
障害児保育事業、軽度障害児保育事業	認可保育所等において、障がいのある児童の受入れ体制を整備するため、保育士の加配経費の一部の補助を行います。	こども未来課
放課後児童クラブ障がい児受入れ促進事業	放課後児童クラブの障がい児受入れを促進するため、専門的知識のある指導員を加配するクラブに経費の補助を行います。	こども未来課
放課後等デイサービス	小学校から高等学校に就学している障がい児に対して放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の活動の場を提供します。	福祉課
補装具の交付・修理	身体の失われた部分などを補って日常生活や学業生活をしやすいするために、必要な用具の購入の費用について助成します。例) 車いす、補聴器など	福祉課
日常生活用具の給付	重度心身障がい児等に対して日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的として自立支援用具等の日常生活用具を給付します。例) 特殊寝具、歩行支援用具 等	福祉課

¹⁶ 特別支援教育コーディネーター…特別支援学校又は小・中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭のこと。障がいのある子どもに関する教育相談や、福祉・医療等関連諸機関との連携調整を行う。

事業名	取組内容	担当課
障害者住宅改造助成	重度の心身障がいのある児童の世帯に対し、バリアフリー化など改修工事をする際に助成を行います。	福祉課
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体・知的・精神に中度以上の障がいのある児童を養育している保護者に対して手当てを支給します。	福祉課
障害児福祉手当	常時介護が必要な最重度の在宅障がい児に対して手当てを支給します。	福祉課
重度心身障害者医療費助成	満1歳以上の重度の心身障がいのある児童に対し、医療費の自己負担金の一部を助成します。	福祉課
自立支援医療費の給付	精神疾患のための医療機関へ通院した場合、医療費の自己負担金の一部を給付します。	福祉課
自立支援医療（育成医療）	18歳未満の児童で、身体に障がいのある方、又は現存する疾患を放置すると将来障がいを残す方で、確実な治療効果が期待しうるものに対し、医療費を助成します。	福祉課
新 コーディネーターを活用した医療的ケア児の受入体制の整備	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児の受入に必要研修や医療的ケア児コーディネーターの適正配置を行い、受入体制を整備します。	福祉課 こども未来課
新 医療的ケア児支援の協議の場の設置	人吉球磨障がい者総合支援協議会において部会を設置し、医療的ケア児支援のための関係機関・圏域市町村の協議を行います。	福祉課
新 学校における医療的ケア児への支援	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童生徒に対しては、個々の医療的ケア児の状況に応じ、共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、学校において適切な支援を受けられるよう関係機関と連携した取組を進めます。	学校教育課

(3) 様々な配慮を要するこども・若者への支援

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーや外国にルーツを持つ家族に対する支援、里親制度の周知を行います。

◆具体的な取組

	事業名	取組内容	担当課
新	ヤングケアラーに関する周知啓発	ヤングケアラーについて、ポスターの掲示等を実施し、広く市民等に周知することにより社会的な認知度を高め、適切な支援につなげます。	こども未来課
新	ヤングケアラーへの連携した支援	福祉、介護、障がい、健康、学校での相談や支援において、ヤングケアラーの把握を行い、関係機関、関係部署で連携し、適切なサービスの利用につなげます。	福祉課 こども未来課 学校教育課
新	外国にルーツを持つこども・若者とその家庭への支援	国際化の進展により、外国にルーツを持つこどもが増加しており、そういった家庭のこども・若者と保護者が学校や地域で孤立しないよう相談や支援を行います。また、外国籍の保護者が言語の壁により、日常生活で不便が出たり、適切な制度の利用などができないことがないよう、日本語や日本の生活様式・文化を学ぶ機会を提供します。	こども未来課 学校教育課
新	里親制度の周知	様々な事情により、家庭での養育が困難又は受けられなくなったこども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育を提供する里親制度の社会的認知度向上を目指し、市ホームページ等を活用した通年の広報活動を行います。また、10月の里親月間では、パネル展を実施するなど広報活動の強化を行います。	こども未来課

1-2. こども・若者の安全を守る

(1) 児童虐待防止の推進

こどもの様子やサインをいち早く察知し、児童虐待やいじめからこどもを守るため、関係機関と連携し、地域社会全体で早期発見、保護などの支援を行います。また、要保護児童対策及びDV対策協議会においても、関係機関との情報共有を図り連携強化に努めます。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
母子生活支援施設入所支援	未婚や離婚・死別などの配偶者のいない女性の他に、DV、児童虐待等により、夫婦と一緒に住むことができない事情にある女子で、養育すべき児童を有している世帯を入所させ、母子の生活と自立を支援します。	こども未来課
要保護児童対策及びDV対策協議会	虐待、いじめ、非行などの要保護児童やDV被害者の早期発見、適切な保護・支援を図るため、構成団体による情報共有、ケース会議や個別支援を行います。	こども未来課
総合的な児童虐待防止の推進	こども家庭センター ¹⁷ を中心に、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化します。また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するなど、適切な支援を行います。	学校教育課 こども未来課
新 児童虐待防止啓発活動	児童虐待の防止に向けて、児童虐待防止推進月間を中心に普及・啓発活動を行います。	こども未来課

¹⁷ こども家庭センター…妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う。

(2) 自殺対策の推進

こどもが自殺に追い込まれないまちづくりに向け、学校との連携や専門的な知識・技術を有する人材による支援体制の整備を促進します。また、こどもが自身のことを正しく理解し、悩みを抱えないよう、学習の機会づくりを推進します。

◆具体的な取組

	事業名	取組内容	担当課
新	子ども・子育て相談及び情報提供	こどもと家庭に関する総合相談及び情報を提供し、悩み解決に向け取り組みます。	こども未来課
新	思春期保健事業	各学校と連携し、思春期の中学生を対象に、性に対する正しい知識を身につけ、自分らしく生きることの重要性を伝えることを目的に実施します（中学校の授業時に実施）。また、思春期の心身の悩み解決に向けた個別相談を行います。	保健センター
新	いじめ防止対策事業	こどもの教育上の悩みや心配事に関する相談を受け付けます。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談を実施します。	学校教育課
新	教育相談 (いじめ含む)	社会福祉等の専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、相談事業を実施します。	学校教育課
新	学校支援アドバイザー事業	不登校児童生徒（市内の公立学校に通う小中学生）を対象にした教育支援センター（かがやき教室）、自立を援助する学習・生活指導等の実施、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施します。	学校教育課
新	不登校児童生徒支援事業	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や学校支援アドバイザーとの連携を図ります。	学校教育課

(3) 犯罪等から子ども・若者を守る取組の推進

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。また、子ども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、安全教育を推進します。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
交通安全教室事業	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校へ出向き、交通安全教室で講話、ビデオ、実践を通して安全な道路歩行、横断歩道のわたり方、自転車走行等について学ぶ機会とし、交通マナーの定着を図ります。	地域コミュニティ課
地域の防犯対策事業	人吉市犯罪を許さないまちづくり条例に基づき、地域社会の安全を確保するために防犯パトロール隊の組織体制を強化し、地域で目を光らせて、事故や犯罪の起こりにくいまちづくりを進めます。	地域コミュニティ課 社会教育課
子どもの家 110 番事業	声かけ事案など犯罪や事故の抑制に向けて、人吉市青少年育成市民会議と学校の協力を得て、協力していただく個人と事業所・店舗に緊急避難場所を確保します。	社会教育課
こども王国保安官事業	老人クラブ連合会を中心に地域の高齢者の方や保護者が行う登下校時のこどもたちの見守り活動を支援します。	学校教育課
防犯灯の設置事業	通学路や一般道路など夜間薄暗く危険な箇所に防犯灯を設置し、犯罪を予防し地域の安全を守ります。	地域コミュニティ課
子ども・子育て相談事業	関係機関との連携のもとに、児童の養育相談や虐待、いじめ、非行、不登校、障がいなど様々な課題を持つ児童やその保護者の相談・支援を行います。	こども未来課
要保護児童対策及びDV対策協議会（再掲）	虐待、いじめ、非行などの要保護児童やDV被害者の早期発見、適切な保護・支援を図るため、構成団体による情報共有、ケース会議や個別支援を行います。	こども未来課
市道改良整備事業	ベビーカーだけでなく、車いすや高齢者も通行しやすいよう、計画的に歩車道整備を進めます。	道路河川課

1-3. こども・若者の成育環境をつくる

(1) 生涯を通じた学び・体験の機会の充実

こどもからおとなまで、それぞれのライフステージに応じて切れ目なく学びあうことができるような環境づくり、機会づくりを進めます。

また、こどもが交流・体験活動や遊びを通して、生き抜く力や豊かな人間性を養うことができるよう、地域や学校において様々な社会体験・自然体験の機会を提供します。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することでこどもの広い学びを支援します。	社会教育課 こども未来課
総合型地域スポーツクラブ ¹⁸ 「カルヴァーリョ・ラッソ」	こどもからおとなまで誰もが気軽にスポーツや文化活動を楽しみ、心身の健康と生き生きとしたコミュニティの創造を推進します。	社会教育課
人吉市スポーツ少年団	小中高校生を対象に、各スポーツ団体の組織の強化と指導者の育成を図り、競技人口の増加と競技力の向上を推進します。	社会教育課
人吉市小学校社会体育（モリスポ）運営事業	児童の運動習慣の二極化の防止及び児童の生涯スポーツの入口として運動機会を創出し、かつ児童の身体機能向上並びに健康増進を図るため、小学4～6年生の参加児童に対して、レクリエーションスポーツその他総合的な運動活動を提供する。	社会教育課
草木山川学校	こどもたちに良質な驚きと感動を引き起こし、脳を活性化させ、「生きる力」を育むといわれる外遊びをコンセプトに、豊かな自然環境を生かした草木山川学校を実施します。	社会教育課
ボランティアスクール	夏休み期間中に、学校外で福祉やボランティアに対する体験を通してボランティア意識の高揚を図り、福祉の「こころ」を育てるとともに、地域と関わり合いながら生きていく力を養います。	社会福祉協議会

新

¹⁸ 総合型地域スポーツクラブ…人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

事業名	取組内容	担当課
人吉市子ども会育成連絡協議会	スポーツ大会やリーダー研修等を含め、異年齢とのふれあいや、指宿市との交流会を行いながら子どもたちの体験機会を設けます。	社会教育課

(2) 居場所づくりの推進

公共施設の活用や子ども・若者の居場所づくりに取り組む団体を支援することで、子ども・若者が自由に遊び、安全に過ごすことができる地域力を活かした居場所、遊び場づくりを推進します。また、子ども・若者の視点に立った居場所づくりに向け、子ども・若者からの意見収集に努めます。

◆具体的な取組

新

事業名	取組内容	担当課
子ども・若者の意見収集 (再掲)	子ども・若者の視点に立った居場所づくり等を推進していくため、学校や関係機関・団体と連携し、子ども・若者の意見収集の方法を検討します。	子ども未来課 学校教育課
子どもが安心して過ごす 場所や機会の提供	社会福祉法人などに対し、地域における公益的な取組として、保護者が家にいないときなど、子どもが安心して過ごす場所としてのフリースペースの提供を働きかけます。また、学習意欲と関係する自己肯定感の醸成を図るため、学校、家庭、地域などと連携し、様々な体験・交流活動の機会の提供に努めます。	社会教育課 子ども未来課
子ども食堂などへの支援	地域における子どもの居場所としての子ども食堂に子ども食堂運営支援補助金を支給し、運営を支援します。また、「人吉子どもネットワーク会議」において、子ども食堂運営者との情報共有等を行い、連携を図ります。	子ども未来課
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等により放課後家庭にいない小学校就学の児童に対し、学童クラブで放課後の適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図ります。	子ども未来課
小学校低学年児童受入れ 事業	放課後の居場所として、認可保育所等で小学校低学年児童の受け入れを行います。	子ども未来課

(3) 地域コミュニティの形成

地域コミュニティの中で子ども・若者や子育て家庭が支えられるよう、地域のニーズに応じた様々な子育て支援や保護者に寄り添った家庭教育支援、見守り等を推進します。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
多世代交流の推進 (再掲)	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することでこどもの広い学びを支援します。	社会教育課 こども未来課
あいさつ運動の実施	家庭内での親子のあいさつから始まり、学校と地域の人々が子どもたちと笑顔であいさつを交わし、住民同士がお互いに声かけを行うあいさつ運動を実施します。	社会教育課
地域資源の掘り起こしと育成	関係機関と連携・協力し、子どもたちを応援する地域や支援者の人材育成や活動を支援します。	こども未来課
地域・民間の力を発揮する仕組みづくり	民間と連携・協力し、生活困窮世帯などに対して食料や衣類などの生活用品等を無料で提供又は貸出を行う仕組みを支援します。	こども未来課
身近な地域での見守り	社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて声かけを行い、生活困窮世帯の孤立を防ぎます。	福祉課
地域との連携による早期発見	町内会長、民生委員・児童委員 ¹⁹ 、地域の事業所、社会福祉施設、社会福祉協議会などが協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。	地域コミュニティ課 社会福祉協議会 こども未来課
地域と学校の協働による学習支援	学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働本部事業により、子どもが地域住民とともに地域課題を解決したり、地域の行事に参画し地域づくりに関わるなど、学校と地域の双方向での連携・協力を一層促進し、充実させます。	学校教育課 社会教育課

¹⁹ 民生委員・児童委員…厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、社会福祉協議会、地域の関係機関・団体、ボランティア等と協力して、地域福祉のネットワークづくりを担う人物のこと。

(4) 子育て支援サービスや施設等の整備

安心して子育てをするために、身近な地域で住民や関係機関・団体などが子育てを支援することは重要な役割を担っています。

今後も地域で子育て親子を支援するボランティアや民間団体の担い手を育成し、子育てを地域ぐるみで支えあい、補い合うことができるような環境づくりを図ります。

さらに、子育て家庭への遊び場、休憩所、おむつ替えの場所、授乳スペースなどの提供による外出しやすい環境の整備に努めます。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
保育サポーター養成講座	ファミリー・サポート・センター事業やつどいの広場事業など、子育て支援事業を支える人材育成事業として、保育サポーター養成講座を開催します。	こども未来課
子育て支援団体の育成・支援	子育て親育ち ²⁰ 講座などの講習や九ちゃんクラブのサークル活動などを通じて地域の人材育成を進め、きめ細かな子育て支援サービス提供の担い手となる団体育成を進めます。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業	保護者の仕事や通院等により、一時的にこどもを預ける必要ができた際に、地域において保育のサービスを受けたい人と育児のサービスを行いたい人の会員登録制での相互援助組織をつくり、育児支援を行います。	こども未来課
地域ネットワーク体制の強化	既にある多様な相談体制や機関の充実を図るとともに、関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークの強化に努めます。	学校教育課 こども未来課
福祉部門と教育委員会・学校などとの連携強化	こども家庭センターの充実や、スクールソーシャルワーカーの活用を図り、学校と福祉関係機関などの連携・協働を推進し、貧困・虐待などこどもを取り巻く環境の調整・改善に取り組みます。	学校教育課 保健センター こども未来課
乳幼児期から学齢期までのあらゆる機会を通じた早期発見	保育施設等や学校、放課後児童クラブ、こども家庭センターなどのあらゆる機関において、こどもの様子や保護者との関わりから家庭やこどもが抱える課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに関係機関への紹介やつなぎを行います。	学校教育課 保健センター こども未来課

²⁰ 親育ち…親自身がこどもを育てる過程で成長し、親としての役割や心構えを学んでいくこと。こどもが成長するように、親も経験を通じて成長するという考え方に基づいている。

事業名	取組内容	担当課
子育て応援店の登録数拡大	熊本県が行っている「子育て応援団」制度の周知と登録店舗拡大を行い、こども連れで利用しやすい店舗等が増えるよう働きかけを行います。また、商店街で行われている「子育て応援店」の取組も引き続き行います。	こども未来課
公園・緑地の整備	快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため、計画的に公園や緑地の機能保全のための維持修繕を行います。また、園路や樹木、遊具などは、日常点検による安全確保に努め、安心して快適な公園空間を維持します。	都市計画課
子育て支援施設の整備	別に定める「人吉市こども・子育て支援施設整備計画」に基づき必要な整備を行います。	事業担当課

新

1-4. こども・若者の生活を支援する

(1) 相談・情報提供体制の充実

子育てや心身の発達に関する悩み、いじめ、非行、こどもの虐待等の問題に対応するため、こども家庭センターにおけるこども自身を含めて気軽に相談できる場や体制の充実に努めるとともに、各種専門職による相談事業との連携を図ります。

また、こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報がわかりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいアプリ等を活用したプッシュ型²¹広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続等の簡素化等を通じた利便性の向上を図ります。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
新 こども家庭センター	「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を統合した「こども家庭センター」において、妊産婦、子育て世帯、こども・若者を対象に専門の相談員による相談対応を行い、必要に応じて関係機関等と連携しながら解決のサポートを行います。	こども未来課
子ども・子育て相談事業 (再掲)	関係機関との連携のもとに、児童の養育相談や虐待、いじめ、非行、不登校、障がいなど様々な課題を持つ児童やその保護者の相談・支援を行います。	こども未来課
相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。	学校教育課 こども未来課
専門職の力を活用した相談体制の充実	学校やこどもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用し、各学校における相談体制の充実に努めます。	学校教育課

²¹ プッシュ型…利用者が能動的な操作や行動を行わずに、提供する側から自動的に行なわれるタイプの技術やサービスのこと。

新

事業名	取組内容	担当課
市ホームページ・アプリを活用した情報発信	市のホームページにおいて、乳幼児健診、予防接種等の案内や小児科休日当番医情報、保育所、認定こども園、幼稚園等の子育て支援情報を掲載します。また、妊娠、出産から育児までをサポートする「ひとよし子育てサポートアプリすくすく」を活用した効果的な情報発信を行います。	保健センター こども未来課 学校教育課
相談窓口での早期発見	保護者からの相談を通して、こどもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	学校教育課 こども未来課

(2) こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困対策として、各種法制度等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等を含む経済的支援や保護者の就労支援を行い、家庭生活の安定を図ります。また、こどもの将来の進路が家庭の状況に左右されることのないよう、こどもへの学習支援等の進学・就労に関する支援を行い、貧困の連鎖を防ぐ取組を行います。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
低所得者の保育料の負担軽減	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得者世帯が保育所・認定こども園を利用する際の保育料の負担軽減に努めます。	こども未来課
生活福祉資金貸付(社会福祉協議会)の相談	社会福祉協議会と協力し、生活困窮家庭などに対して教育資金などの生活福祉資金の貸付による支援を行います。	福祉課
生活保護費による生活費や住宅費等の支給	生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、最低限度の生活の保障と自立支援を目的として、生活費や住宅費、医療費等を支給します。	福祉課
生活困窮世帯等への学習支援	生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。	福祉課 こども未来課
保護者の就労支援	市内事業所に関する情報提供を行います。また、ハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供などを行います。	福祉課
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、学校教育課、福祉課などが連携し、総合的なこどもの貧困対策を展開します。	学校教育課 こども未来課

(3) ひとり親への支援

ひとり親家庭等を支援し、生活の安定と向上を図り、こどもの健全な成長を確保するため、国の法制度に基づき経済的支援を実施するとともに、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、こどもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
女性福祉相談事業	離婚、DV被害、病気、こどもの養育、生活困難など多様な女性の相談を受け、助言・支援を行うため、女性福祉相談員を設置しています。併せて、母子家庭の就労支援を行います。	こども未来課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が修学・就業や疾病などにより一時的に介護・保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。	こども未来課
自立支援教育訓練給付金支給事業	ひとり親家庭の母又は父が、教育訓練給付の指定講座など就業に結びつく可能性の高い講座を受講する場合に、その経費を助成します。	こども未来課
高等職業訓練促進費支給事業	ひとり親家庭の母又は父が、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため、その養成機関で2年以上修業するときに、訓練促進費を支給します。	こども未来課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知	ひとり親家庭や寡婦の方に対し、修学資金、生活資金、住宅資金などの生活資金を貸付する県の制度の周知を図ります。	こども未来課
児童扶養手当制度	母子家庭、父子家庭、未婚の父又は母、父又は母に重度な障がいがある世帯、父母がいない世帯等に手当を支給します。	こども未来課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し、保険診療にかかる自己負担の一部を助成します。	こども未来課
ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。	こども未来課

2 ライフステージごとの施策

2-1. こどもの誕生から幼児期までの支援

(1) 切れ目のない保健・医療の確保

親子が健康のための正しい知識を身につけ、こどもの健やかな成長・発達につながる支援の充実を図ります。また、こども家庭センターを中心に妊娠、出産、子育て期における切れ目のない母子保健サービスの充実や健康診査等の事業に取り組み、子育て家庭に生じる不安や親のストレス解消に努めます。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
親子（母子）健康手帳交付	親子の健康管理と母性・父性の意識を高めることを目的に、母子健康手帳及び父子健康手帳を交付します。	保健センター
妊婦一般健康診査	妊娠期の異常の早期発見や健康管理を目的に、一人最大14回分の受診券を発行します。	保健センター
産後ケア事業	家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられないこども、また育児に不安を抱えている親に対し、育児不安を解消し、安心してこどもを産み育てやすい体制を整えます。	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、すこやかに成長・発達しているかを確認するとともに、虐待防止の観点から育児に関する情報提供と育児不安の軽減を図り、安心して子育てができるように支援します。	保健センター
養育支援訪問事業	養育支援が必要と思われる出産後間もない時期（おおむね1年以内）の親、引きこもり等養育上の問題を抱える家庭やこどもの心身の発達が心配な家庭に対し、育児に関する支援や発達相談、訓練指導などを行います。その結果、こどもの健全な発達を促し、親の育児不安や孤立感の解消を図り、育児の喜びを感じながら子育てができる環境を整えるとともに、育児不安等による虐待防止を図ります。	保健センター こども未来課

事業名	取組内容	担当課
5か月児学級	5か月児における離乳食開始のポイント、運動発達、病気の時の対処法、遊ばせ方等について教室を開催し、保護者の育児に対する不安を軽減し、相談しやすい場とします。	保健センター
乳幼児健康診査	3～4か月児、7～8か月児、1歳8か月児、3歳6か月児の時期に健康診査を実施し、疾病や発達の遅れを早期に発見して、乳幼児の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	保健センター
5歳児健康相談	4、5歳の年中児を対象に、食事や歯科面を含め、発達についてのアンケートを保護者と保育所・幼稚園・認定こども園の先生に対して行い、相談の機会を設けます。そこで、こどもの発達と適切な関わり方を見極め、親の不安を軽減しながら就学に向けた支援を行います。	保健センター
歯科保健指導事業	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校を歯科衛生士が巡回し、歯磨きの仕方や歯周病、むし歯とおやつの関係についての講話を行い、正常な口腔環境づくりを支援します。	保健センター
むし歯予防うがい事業	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒を対象に、フッ化物洗口液によるうがいを実施します。	保健センター 学校教育課
球磨圏域乳幼児発達相談事業（再掲）	行動面や情緒面に心配のある乳幼児や子育てに困難さを感じている親に対し、発達小児科医と心理判定員が相談に応じます。親がこどもの特性と適切な関わり方について学ぶことで、こどもの成長発達を促すとともに、良好な親子関係の構築と育児不安の軽減を図ります。	保健センター
健康教育	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校などで、育児や食育、歯科指導などの健康教育を行い、親子がすこやかに暮らせるよう支援します。	保健センター
発達相談	言語面や行動面、情緒面に心配のある乳幼児や子育てに困難さを感じている親に対し、心理判定員が発達相談を実施します。	保健センター
こどもの発育・発達の支援	全てのこどもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えているこどもの支援の充実に取り組みます。	保健センター こども未来課

事業名	取組内容	担当課
成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校・保育所・幼稚園・認定こども園や地域と連携した食育の取組などを通して、こどもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。	学校教育課 保健センター こども未来課
母子保健施策における早期発見	保健師による妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査を通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	保健センター
保護者の健康面に対しての専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。	保健センター

(2) 保育・教育環境の整備

生涯にわたる人間形成の基礎となる就学前の教育・保育は、一貫したこどもの育ちを重視しつつ、こどもの発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の提供が重要です。こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、こどもを取り巻く環境の変化に応じた環境づくりを行います。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
通常保育	保育の必要がある児童の日中の生活の場として、市内15園で、保育標準時間（11時間）もしくは保育短時間（8時間）において保育を行います。また、広域入所も実施します。	こども未来課
延長保育事業	通常の保育時間（11時間）を越えて午後6時から7時までの1時間、延長して保育を行います。夜間保育を実施している保育所では、午前7時から11時までの間延長保育を行います。	こども未来課
夜間保育	就労形態の多様化等に伴う夜間保育の需要に対応するため保育所で行います。	こども未来課
病児・病後児保育事業	就学前及び低学年児童が病中・病後で保育所等に預けられないときに、あひるハウス（増田クリニック小児科）で預かりを行います。	こども未来課
ショートステイ事業	保護者が病気になった場合などに、児童養護施設、里親宅や介護施設等において、短期間（7日以内）児童の預かりを行います。	こども未来課
トワイライトステイ事業	保護者が病気になった場合などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等で夜間に預かり、養護します。	こども未来課
一時預かり事業	通常自宅において育児をしている保護者が、育児疲れや急病、冠婚葬祭の時など家庭での保育ができない場合に、一時的に保育所等で児童の預かりを行います。	こども未来課
こども誰でも通園制度	就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる「こども誰でも通園事業」を令和8年度から実施します。	こども未来課
保育士等研修	保育士等研修会を保育園連盟との合同主催により開催し、保育士等の資質の向上を図ります。	こども未来課
幼保等小中連携協議会	保育所、幼稚園等の幼児期から小中学校まで、成長の各段階に合わせた育成支援が円滑に行われ、こどもたちが各学年でスムーズに生活できるよう、関係機関で連携をとりながら支援をします。	学校教育課

新

事業名	取組内容	担当課
産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	保護者の産後休業や育児休業が終了する際の希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設を利用することができるよう、休業中の保護者に対する情報提供を行うとともに、園との連携を取りながら受け入れ体制の確保に努めます。	こども未来課
利用者支援事業	ほっとステーション九ちゃんクラブに、子ども・子育て支援に関する総合窓口を設け、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設や地域の子育て支援事業について必要とする支援を選択できるよう、情報の提供や相談・援助を行います。また、妊娠・出産・子育てについてあらゆる悩みを聞きこども家庭センターと連携します。	こども未来課
就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。	こども未来課

(3) 育児への支援

身近な地域での子育て家庭の交流の場の提供や相談体制の整備、保護者の休息やリフレッシュにつながる育児支援等、子育て家庭の孤立を防ぎ、負担感・不安感を軽減する取組を進めます。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
つどいの広場事業	子育て中の保護者と子どもたちが気軽に集い交流ができる場を提供しながら、仲間づくりを支援していきます。また不安や悩みに対する相談・助言など育児支援を行います。現在は、カルチャーパレス2Fに「九ちゃんクラブふれあい広場」があります。	こども未来課
	九ちゃんクラブの利用者と地域住民との交流を図る目的でおでかけ九ちゃんを実施しています。	こども未来課
	九ちゃんクラブでは、利用者の趣味や特技を生かした活動ができる場、又は、仲間づくりの場の提供としてサークル活動をお手伝いしています。	こども未来課
	家族全員で子どもを育てることを目的として、ファミリー講座を開催しています。	こども未来課
新 両親学級	妊娠・出産に関する情報を提供するとともに、不安や悩みが解消できるよう精神面でのサポートを行います。また、育児の準備期として、妊娠中から夫婦で子育てを行うという意識の向上を図ります。	保健センター
絵本の読み聞かせ事業	7～8か月健康診査の際、図書館スタッフが、絵本と親しむことの重要性や、おすすめの絵本を紹介し、読み聞かせの普及を図ります。また、あわせてこども図書館を紹介し、親子で安らぎのひとときを感じることが出来る空間として活用できるよう周知を行います。	図書館
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	保護者の仕事や通院等により一時的に子どもを預ける必要ができた際に、地域において育児のサービスを受けたい人と育児のサービスを行いたい人の会員登録制での相互援助組織をつくり、育児支援を行います。	こども未来課
電話相談・電話訪問	妊産婦や乳幼児の子育てについての悩みや不安などの相談に随時応じます。また、全出生児の親に電話訪問を行い、出生後間もない時期から育児支援を行うことで、不安の軽減や虐待防止に努めます。	こども未来課 保健センター
育児相談	月に1回、育児相談日を設け、経過観察が必要な子どもの育成・成長を確認し、また親の育児不安や悩みを解決することができるようにします。	保健センター

2-2. 児童・生徒期への支援

(1) 学校教育の充実と環境の整備

こどもの豊かな学びを育む教育活動を進めながら、一人ひとりを大切に学習指導や人間関係づくり、また課題に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
学校支援活動	わくわくサポーター（旧学校支援ボランティア）の登録・活用により、学校・家庭・地域が一体となって学校教育を支援する活動を全校区で進めます。	社会教育課
	地域住民及び保護者等の学校運営への参画等を進め、学校と地域住民等との信頼関係を深めることにより、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成を目指します。	学校教育課
学校教育による学力保障	基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身に付けさせる指導や自立した生き方ができるよう、基礎学力を保障する学校の取組を支援します。	学校教育課
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へとこどもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、こどもの成長を切れ目なく支援します。	学校教育課 保健センター こども未来課
道徳教育の充実	人間としてのあり方や生き方の基礎となる教育を推進するため、道徳性を身につけるとともに、人権に関する知識と実践的態度の向上を図るための教育を行います。	学校教育課
個に応じた指導の推進	豊かな人間性を育むとともに、人間としての実践的な力である生きる力の基礎を培い、主体性を持って社会的な活動に取り組むことができるこどもを育成します。一人一台端末の有効活用や、少人数授業、IT 授業 ²² を実施するなど、一人ひとりの個に応じた学習指導を推進します。	学校教育課
学校支援アドバイザー事業（再掲）	不登校児童生徒（市内の公立学校に通う小中学生）を対象にした教育支援センター（かがやき教室）、自立を援助する学習・生活指導等の実施、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施します。	学校教育課

新

²² IT 授業（ティーム・ティーチング）…複数の教師がチームとなり、各教師の特性を生かしながら、一つのこども集団を対象に、指導の全部または一部について共同で責任を負い、協力して指導に当たること。

(2) 心身の健康保持への支援

児童・生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるように多分野の協働による健康に関する教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
歯科保健指導事業 (再掲)	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校を歯科衛生士が巡回し、歯磨きの仕方や歯周病、むし歯とおやつの関係についての講話を行い、正常な口腔環境づくりを支援します。	保健センター
むし歯予防うがい事業 (再掲)	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒を対象に、フッ化物洗口液によるうがいを実施します。	保健センター 学校教育課
食育推進委員会	平成 20 年度からの栄養教諭派遣制度により、市内全校を対象に食習慣の指導を目的として、総合的な学習の時間、各種集会などを通して各学校の状況に合わせた食育支援を進めます。	学校教育課
食育推進のための基本計画の推進	第 4 期人吉市健康増進計画・食育推進計画に基づき、計画的な取組を行います。	保健センター
思春期保健事業 (再掲)	各学校と連携し、思春期の中学生を対象に、性に対する正しい知識を身につけ、自分らしく生きることの重要性を伝えることを目的に実施します (中学校の授業時に実施)。また、思春期の心身の悩み解決に向けた個別相談を行います。	保健センター
学校支援アドバイザー事業 (再掲)	不登校児童生徒 (市内の公立学校に通う小中学生) を対象にした教育支援センター (かがやき教室)、自立を援助する学習・生活指導等の実施、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施します。	学校教育課

新

2-3. 若者への支援

(1) 教育・就労・健康増進への支援

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、就学や職業選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組を推進します。また、自身の健康状態を把握し、健康を維持・増進できるよう支援します。

◆具体的な取組

	事業名	取組内容	担当課
	奨学金制度の充実	向学心に富み、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対して、その能力に応じた教育を受ける機会を与えるための奨学金制度により、有用な人材を育成します。	学校教育課
新	若年者等就職支援事業	関係機関と協力して、就職を希望する若年者、女性、中高年を対象に、就職に向けた、きめこまやかで総合的なカウンセリングを行い、就職支援を図ります。	商工観光課
新	ニートやひきこもりの若者の就労支援	ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図るとともに、職業的自立に向けた専門的相談支援やコミュニケーション訓練、職場体験プログラム等の多様な就労支援メニューを提供します。	福祉課
	ヤング健診	18～39歳までの人を対象に健康診査を行い、若い時期から自身の健康状態の把握につなげ、健康意識の向上を図ります。	保健センター
	女性特有のがん検診	子宮頸がん、乳がん等の女性特有のがんに対して、早期発見につなげるため、定期検診の実施と受診の啓発・勧奨を行います。	保健センター

(2) 結婚や子どもを持つことへの支援

結婚を希望する若者に出会いの機会を提供する場の創出支援について、効果の高い取組を推進します。また、安心して出産できる環境づくりを推進するため、妊娠・出産に対する正しい知識の周知や健康管理への支援を行うとともに、周産期医療²³体制の充実に努めます。

◆具体的な取組

	事業名	取組内容	担当課
新	出会いのきっかけづくり事業	未婚化・晩婚化対策として、結婚を希望する社会人に出会いのきっかけづくりの場を提供する結婚支援に取り組みます。	復興支援課
新	結婚に伴う新生活への経済的支援	結婚に伴う新生活への支援として、新居の住居費や引越しに係る費用の補助について検討を行います。	復興支援課
新	結婚応援の店の登録数拡大	熊本県が行っている「結婚応援の店」制度の周知と登録店舗拡大を行い、新婚夫婦や今後結婚を予定している人への支援を行います。	商工観光課
新	不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、「不妊治療費助成事業」の制度周知、適正な利用促進に努めます。	保健センター
新	若者の健康づくりの推進	妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理の取組を推進します。	保健センター
新	医療従事者確保事業	周辺市町村、医師会、県で構成する南九州中部地域医療連携協議会を設置し、住み慣れた地域で安心して出産できる周産期医療体制の充実のため産婦人科医師の確保に努めます。	保健センター

²³ 周産期医療…妊娠、分娩に関わる母体や胎児の健康管理及び出生後の新生児の健康管理等を行う医療のこと。

2-4. 子育て世帯への支援

(1) 経済的負担軽減への支援

令和元年から国の制度として開始した幼児教育・保育の無償化をはじめとして、法令等に基づく児童手当といった各種手当の支給や給食費の一部助成、高校卒業まで（18歳到達後最初の3月31日まで）のこどもの医療費完全無償化等により、引き続き子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。

◆具体的な取組

新

事業名	取組内容	担当課
妊婦のための支援給付金	妊娠期と出産後に「妊婦のための支援給付金」を支給します。	こども未来課
児童手当制度	出生した翌月から高校卒業まで（18歳到達後最初の3月31日まで）のこどもを養育している方に対して手当を支給します。	こども未来課
子ども医療費の助成	高校卒業まで（18歳到達後最初の3月31日まで）のこどもに係る医療費を全額助成します。（※ただし健康保険適用分について）	こども未来課
学校給食費助成金	小学校・中学校に在籍する児童及び生徒にかかる学校給食費の一部を助成しています。	学校教育課
未熟児養育医療費助成事業	身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児に対して、生後速やかに適切な処置を講ずるために指定医療機関において必要な医療給付を行います。	こども未来課
多子世帯子育て支援事業	3歳未満児の第3子以降の保育料を無料にします。	こども未来課
就学援助	経済的な理由によって就学させることが困難な保護者に、学用品費や給食費などの経費を援助します。	学校教育課
就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、就学時健康診断時の説明やホームページへの掲載などいつでも知ることのできる広報に努めます。	学校教育課
奨学金制度の充実（再掲）	向学心に富み、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対して、その能力に応じた教育を受ける機会を与えるための奨学金制度により、有用な人材を育成します。	学校教育課

(2) 家庭教育への支援

社会全体で家庭教育を支援する体制づくりを目指し、保護者の意識や意欲を高めるため、保護者自身の学びの機会を提供し、子育てに対する負担感や不安感を軽減する取組を推進します。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
子育て親育ち講座	親育ち支援講座（NPプログラム）等の開催により、子育てや親としての役割について学び、同じ子育て中の母親同士の交流を通じて、自分なりの子育て方法を見つけるプログラムを実施します。	こども未来課
	ベビープログラム（BP）講座の開催により、仲間づくりや育児不安の解消、子育ての知識の学習を行い、思春期からはなひらく子育てを目指しプログラムを実施します。	こども未来課
	熊本県が行っている「親の学びプログラム」の周知と参加者の拡大に努めます。親の学びプログラムとは、子育てのポイントを身近な話題から楽しく学んでもらうためのプログラムで就学前、小学生、中高生、若者を対象に実施しています。	社会教育課
家庭教育学級	家庭はこどもにとって人間形成が行われる最初の場所であり、家庭における親の果たす役割は非常に重要であることを知ってもらうために、指定校（幼・保・小・中）保護者に対して、学習機会の提供や、啓発活動を行います。	社会教育課
保護者の教育力向上に対する支援	こどもが心身ともに健やかに成長を遂げて行く上で、家庭での教育は重要な役割を果たすことから、保護者に向けた家庭教育の充実を図るため、家庭教育学級等の学習機会の提供をはじめ、家庭教育・子育て支援に関する情報の提供を行います。	学校教育課 社会教育課 こども未来課
相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	生活上の課題から悩みを抱えている保護者に対し、相談業務を行いながら、必要に応じて家事支援や育児支援を行い、関係機関へつなぎます。	学校教育課 保健センター こども未来課

(3) 共働き・共育て世帯への支援

仕事と子育ての両立などワーク・ライフ・バランス実現のためには、保育や放課後児童クラブの取組等に加えて、男性の家事・育児への参画促進や、多様で柔軟な働き方の推進が重要です。固定的な性別役割分担の解消、男性の家事・育児の知識などの習得、企業に対する働き方改革や男性育休の啓発などに取り組み、共働き・共育て世帯への支援を行います。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組	仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発活動に努めます。	地域コミュニティ課
家族の時間づくりプロジェクト	「おくんち祭り」が開催される10月9日を中心とした連休を設定し、「子どもの学校休業日」と「大人の有給休暇取得」での休みをマッチングすることによって、家族が一緒に過ごす「家族の時間」を創出するため、有給休暇を取得しやすい環境づくりを推進します。	地域コミュニティ課
男女共同参画の理解促進	性別によって労働条件に差が生じることなく、男女ともに自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、市広報やホームページ、SNS等の媒体を活用した啓発を行います。	地域コミュニティ課
「よかボス宣言」の推進	熊本県が取り組む「よかボス宣言」（企業のトップが、社員の仕事と結婚や子育て、介護などの充実した生活ができるように応援することを宣言すること）に関して協力して普及を推進します。	商工振興課 こども未来課
ファミリー講座（再掲）	家族全員でこどもを育てることを目的として、ファミリー講座を開催します。	こども未来課

第5章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があることを定義しています。

2. 教育・保育事業

各年度の就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、特定地域型保育事業所²⁴に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の確保内容、実施時期を定めます。

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

◆教育・保育の給付認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の就学前の子ども		満3歳未満の就学前の子ども
対象条件	2、3号認定の子ども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な施設	幼稚園	保育所、地域型保育	
	認定子ども園		

²⁴ 特定地域型保育事業所…地域の子育てニーズに対応するため、比較的小規模な形態で運営される保育施設の総称のこと。2015年に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、自治体の認可を受けた保育事業の一種である。

(2) 提供体制、確保方策の具体的な考え方

多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられる提供体制の確保が必要なことから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、こどもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟にこどもを受け入れるための体制を確保するように努めます。

計画期間を通して利用定員総数が量の見込みを上回っており、必要量の確保が十分できるため、新たな特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等の設置は必要ないと考えます。

◆私立保育所

2号認定及び3号認定の受け入れを進めながら、量の見込みに対する利用定員の設定を行います。

◆認定こども園

1号認定、2号認定及び3号認定の受け入れを進めながら、量の見込みに対する利用定員の設定を行います。

◆私立幼稚園

1号の受け入れを進めながら、量の見込みに対する利用定員の設定を行います。

◆広域利用について

広域利用の希望については、近隣市町村と連携を取り、適切に対応します。

◆外国にルーツを持つ児童について

外国人の親を持つ児童や帰国子女など、外国にルーツを持つ児童が教育・保育を利用する場合には、関係各課や施設と連携、調整し、適切な教育・保育を提供できるように努めます。

◆施設等の整備について

老朽化に伴う更新や機能強化、環境改善のための施設等の整備を必要に応じて実施します。

(3) 児童数推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる0歳から11歳までの児童数の推計を、2020年（令和2年）から2024年（令和6年）までの各年3月末時点の住民基本台帳の人口データを基に、コーホート変化率法を用いて算出しました。

◆推計児童数

単位：人

	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	149	159	154	151	146	142
1歳	171	150	160	156	152	148
2歳	155	169	148	158	154	150
3歳	205	152	166	145	155	151
4歳	170	204	152	165	145	155
5歳	217	168	202	151	164	144
6歳	225	214	166	199	148	161
7歳	262	223	212	164	197	147
8歳	237	262	222	211	164	197
9歳	260	238	263	224	213	165
10歳	234	260	238	263	224	213
11歳	271	234	260	239	263	224
合計	2,556	2,433	2,343	2,226	2,125	1,997

※2019年の児童数実績および2020～2024年の推計児童数は各年3月末時点のもの。

(4) 教育・保育の量の見込みと確保方策

◆令和7年度

単位：人

		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①人吉市の量の見込み		147	377	46	124	144
②確保方策	確保方策合計	220	456	137	172	176
	幼稚園	60				
	認定こども園（幼稚園部分）	160				
	認定こども園（保育所部分）		250	86	112	112
	保育所		190	48	55	57
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	2	2	2
	広域利用による委託	0	16	1	3	5
市内量の見込みに対する過不足(②-①)		73	79	91	48	32
③他自治体からの受託		7	43	12	16	20
受託を含めた過不足(②-①-③)		66	36	79	32	12

◆令和8年度

単位：人

		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①人吉市の量の見込み		145	375	45	132	126
②確保方策	確保方策合計	220	454	138	170	177
	幼稚園	60				
	認定こども園（幼稚園部分）	160				
	認定こども園（保育所部分）		247	88	112	115
	保育所		190	48	55	57
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	2	2	2
	広域利用による委託	0	17	0	1	3
市内量の見込みに対する過不足(②-①)		75	79	93	38	51
③他自治体からの受託		6	48	8	13	15
受託を含めた過不足(②-①-③)		69	31	85	25	36

◆令和9年度

単位：人

		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①人吉市の量の見込み		129	332	44	129	135
②確保方策	確保方策合計	185	465	142	180	183
	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	185				
	認定こども園（保育所部分）		263	92	122	123
	保育所		190	48	55	57
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	2	2	2
	広域利用による委託	0	12	0	1	1
市内量の見込みに対する過不足(②-①)		56	133	98	51	48
③他自治体からの受託		5	47	8	10	12
受託を含めた過不足(②-①-③)		51	86	90	41	36

◆令和10年度

単位：人

		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①人吉市の量の見込み		130	334	42	126	131
②確保方策	確保方策合計	185	462	142	179	182
	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	185				
	認定こども園（保育所部分）		263	92	122	123
	保育所		190	48	55	57
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	2	2	2
	広域利用による委託	0	9	0	0	0
市内量の見込みに対する過不足(②-①)		55	128	100	53	51
③他自治体からの受託		5	45	7	10	9
受託を含めた過不足(②-①-③)		50	83	93	43	42

◆令和 11 年度

単位：人

		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①人吉市の量の見込み		126	324	41	122	128
②確保方策	確保方策合計	185	454	142	179	182
	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	185				
	認定こども園（保育所部分）		263	92	122	123
	保育所		190	48	55	57
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	2	2	2
	広域利用による委託	0	1	0	0	0
市内量の見込みに対する過不足(②-①)		59	130	101	57	54
③他自治体からの受託		5	1	7	9	9
受託を含めた過不足(②-①-③)		54	129	94	48	45

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえ、計画期間の目標事業量を設定します。また、事業の提供体制の確保内容と実施時期（確保方策）を定めます。

① 利用者支援事業

◆事業概要

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◆現在の実施状況

【基本型】

ほっとステーション九ちゃんクラブにおいて、子育てに関する総合窓口を設け、必要な支援を選択できるよう、情報の提供や相談・援助を行っています。

【こども家庭センター型】

こども家庭センターを拠点に、母子保健サービス等の情報提供や育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行っています。

【地域子育て相談機関】

保育所等の子育て支援施設や場所において、妊産婦やこども・子育て世帯が気軽に相談でき、必要な支援につながることでできる身近な相談機関を整備できるように検討を行っています。

◆今後の方向性

妊娠・出産・子育てについてあらゆる悩みを聞き関係機関へつなげていくことで、ワンストップの相談拠点となるよう進めていきます。

◆目標事業量

単位：か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	0	3	3	3	3
確保方策	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	0	3	3	3	3

② 地域子育て支援拠点事業

◆事業概要

地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者の相互の交流や、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

◆現在の実施状況

ほっとステーション九ちゃんクラブにおいて、毎週月曜日を除く週4日、午前10時から午後4時まで実施しています。子育て中の保護者と子ども達が気軽に集え、情報交換等ができる場となっています。

◆今後の方向性

今後も現状どおり事業を継続し、ほっとステーション九ちゃんクラブの機能をさらに発展させ、利用者と地域住民との交流を図ります。その手段として、おでかけ九ちゃんの実施やホームページ、SNSなどの情報発信ツールを活用し、利用者の掘り起こしにつなげていきます。

◆目標事業量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数/月）	204	197	198	193	188
確保方策（か所）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

③ 妊婦健康診査

◆事業概要

安全・安心に出産を迎えるために、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査、また、早産予防を目的に、歯周病疾患に係る妊婦歯科健康診査を実施する事業です。

◆現在の実施状況

妊婦及び胎児の健康状態把握のため、母子手帳交付時に受診券を交付し、医療機関において妊娠中の月週数に応じ計14回の健康診査と妊婦歯科健康診査を1回実施し、結果の把握・妊婦の健康管理を行っています。

◆今後の方向性

今後も継続して実施します。

◆目標事業量

単位：回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,988	1,946	1,890	1,834	1,778
確保方策	医療機関にて個別実施。 初回～14回、歯科1回 妊娠～出産前まで 初回項目：健康状態把握・定期検査・保健指導・血液型（A B O血液型・R h血液型・不規則抗体）血算（貧血）・血糖・B型肝炎抗原検査・C型肝炎抗体検査・梅毒血清反応検査・子宮頸癌検査（細胞診）・風疹ウイルス抗体価検査・その他項目・超音波検査（4回）・G B S（1回）・口腔内検査				

④ 乳児家庭全戸訪問事業

◆事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。保健センターで実施しています。

◆現在の実施状況

乳児家庭を訪問し、子育て世帯の孤立化を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、母子保健サービスの情報提供及び養育環境の把握、子育て支援に関する必要な助言を行っています。

◆今後の方向性

今後も継続して全戸訪問を実施し、養育困難な家庭の早期発見、子育ての悩みの解消に努めます。

◆目標事業量

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	159	154	151	146	142
確保方策	実施体制：助産師（1名）又は保健師・看護師（3～4名）で対応 実施機関：人吉市保健センター				

⑤-1 養育支援訪問事業

◆事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言その他必要な支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◆現在の実施状況

養育支援が必要と思われる出産後間もない時期の親や、養育上の問題を抱える家庭やこどもの心身の発達に心配な家庭に対し、多方面の支援に繋げるよう、育児に関する支援や発達相談、訓練指導などを行っています。

◆今後の方向性

各家庭が必要とする支援が異なるため、家庭状況等の把握に努め、児童が適切に養育されるよう支援を行っていきます。

◆目標事業量

単位：件/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	51	49	46	44	41
確保方策	実施体制：助産師（1名）又は保健師（3～4名）で対応 ※育児・家事援助については、子育て世帯訪問支援事業（委託業務）において実施				

⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

◆事業概要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

◆現在の実施状況

要保護児童対策地域協議会を設置し、医療・教育・福祉・地域等の関係機関と連携して、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めています。

◆今後の方向性

今後も継続して関係機関と連携し、支援が必要な子どもと家庭に対応します。

◆令和5年度実績

要保護児童対策地域協議会における会議の開催（代表者会1回、実務者会：2回、個別ケース検討会議：38回）

⑤-3 子育て世帯訪問支援事業

◆事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

◆現在の実施状況

令和4年度までは、養育支援訪問支援事業の一部に位置付けて実施しました。

令和5年度は、子育て世帯訪問支援臨時特例事業として実施しました。

◆今後の方向性

家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐように努めていきます。

◆目標事業量

単位：延べ人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14	13	13	12	12
確保方策	14	14	14	14	14

⑤-4 児童育成支援拠点事業

◆事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

◆現在の実施状況

現在実施しておりません。

◆今後の方向性

今後、拠点整備に向けて検討していきます。

◆目標事業量

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3	3	3	3
確保方策		3	3	3	3

⑤-5 親子関係形成支援事業

◆事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ²⁵等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

◆現在の実施状況

新米ママと赤ちゃんを対象にして「親子の絆づくりプログラム」（愛称：BP プログラム）を実施しています。

また、1歳から5歳までの乳幼児をもつ母親を対象に「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」（愛称：NP プログラム）を実施しています。

◆今後の方向性

継続して実施し、子育ての学びの場と母親同士の交流の場の提供を行っていきます。

◆目標事業量

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	41	39	38	37	35
確保方策	41	41	41	41	41

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

◆事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行う事業です。

◆現在の実施状況

本市においては児童養護施設がないため、管内里親宅、保育所、介護施設において実施しています。

◆今後の方向性

他市の児童養護施設、又は本市を含めた近隣の類似施設等へ委託できないか検討していきます。

²⁵ ロールプレイ…「役割 (role)」と「演じる (play)」を組み合わせた言葉。日本語では「ロープレ」とも呼ばれ、現場や実際に近い疑似場面を想定し、その中で自分の役割を演じることで、スキルを身に付けるという学習方法のこと。

◆目標事業量

●ショートステイ

単位：延べ人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	41	39	37	36	33
確保方策	41	41	41	41	41

●トワイライトステイ

単位：延べ人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	4	4	4
確保方策	5	5	5	5	5

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

◆事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◆現在の実施状況

人吉市社会福祉協議会において実施していますが、利用目的の主なものとして、保護者の仕事によるこどもの一時預かりや保育所等の送迎が挙げられます。

◆今後の方向性

今後も継続して実施しますが、活動内容のさらなる周知を図り、現在の体制を維持するために今後も援助を行う会員の確保に努めます。

◆目標事業量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（件/年）	171	165	157	149	140
確保方策（か所）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

◆事業概要

幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能部分において保育が必要なこどもに対し、一時的な預かり保育を提供する事業です。

◆現在の実施状況

市の事業としては実施していませんが、幼稚園及び認定こども園において自主事業として実施しています。

◆今後の方向性

今後も自主事業として実施していただきますが、女性の就業率の増加や就労形態の多様化により利用者ニーズが増加した場合は、関係施設・団体との協議を進めていきます。

◆目標事業量

単位：延べ人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,093	3,051	2,714	2,735	2,651
確保方策	3,093	3,051	2,714	2,735	2,651

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型を除く在園児以外の一時的預かり）

◆事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆現在の実施状況

市の事業としては実施していませんが、私立保育所及び認定こども園において自主事業として実施しています。

◆今後の方向性

未就園児の一時的預かりについては市の事業として実施する方向で検討を行います。女性の就業率の増加や就労形態の多様化により利用者ニーズが増加した場合は、関係施設・団体との協議を進めていきます。

◆目標事業量

単位：延べ人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	364	357	337	333	324
確保方策	364	357	337	333	324

⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）

◆事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

◆現在の実施状況

令和6年度、私立保育所、認定こども園（幼保連携型13園において、午後6時から午後7時までの時間延長保育を実施しています。また、夜間保育の延長保育については、午前7時から午前11時まで実施しています。

◆今後の方向性

私立保育所、認定こども園（幼保連携型）13園において実施します。

◆目標事業量

単位：延べ人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	341	335	316	313	304
確保方策	341	335	316	313	304

⑩ 病児保育事業

◆事業概要

乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を行う事業です。

◆現在の実施状況

増田クリニック（あひるハウス）において実施していますが、事業の実施により保護者の就労支援等につながっています。

◆今後の方向性

現在のあひるハウスで事業を継続して実施し、提供体制の確保に努めます。また、広報媒体を活用し、病児保育制度を知らない世帯への周知活動を強化します。

◆目標事業量

単位：延べ人数/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	235	226	215	205	193
確保方策	235	226	215	205	193

⑪ 放課後児童健全育成事業

◆事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆現在の実施状況

小学校1年生から6年生までの児童に対して、放課後に遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るため、保育所5か所、認定こども園9か所で実施しています。

なお、職員の配置等の理由により、放課後児童健全育成事業の設置基準を満たさない場合は、地域活動事業（低学年児童受入事業）又は園の自主事業として受け入れを行っています。

◆今後の方向性

利用人数については、現在のところ実施施設で賄えている状況ですが、女性の就業率の上昇、核家族化や少子化などにより、放課後児童クラブの需要は年々高まってきています。今後も継続して事業実施していきます。

◆目標事業量

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	518	482	478	439	428
1年生	145	118	148	114	128
2年生	129	127	102	126	96
3年生	123	110	109	88	109
4年生	63	70	59	57	44
5年生	41	38	42	35	34
6年生	17	19	18	19	17
確保方策	518	482	478	439	428
施設数（か所）	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所

*確保方策には地域活動事業（低学年児童受入事業）及び園の自主事業による受け入れを含めています。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業となります。

◆今後の方向性

基本的な利用者負担額の中で、保護者の負担を軽減する措置を講じており、個々の直接的な利用に係る費用の助成については、必要があれば今後検討することとします。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◆事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業となります。

◆今後の方向性

既存の特定教育・保育施設により必要な利用定員を確保できていることから、新たに民間事業者の参入を促進する必要性は低いと思われますので、必要があれば今後既存施設の状況等を見ながら検討することとします。

⑭ 産後ケア事業

◆事業概要

出産後の心身の疲れや、育児の面でのさまざまな悩みの解消など、安心して子育てができるよう、医療機関や助産院、または助産師等による訪問等での支援を行い、母子のからだところのケアや育児サポートなどを行う事業です。

◆現在の実施状況

令和2年度から事業を開始し、当初1医療機関と委託契約をしていましたが、徐々に増え、現在は医療機関・助産院の計3か所と委託契約をし、デイサービス型、ショートステイ型、アウトリーチ型全ての事業を実施しています。利用者も年々増加しており、事業の周知が図れています。

◆今後の方向性

令和7年度からは、全ての産婦が利用できるようになるため、受け皿の確保が必要となってきます。今後も委託事業所の開拓を図りつつ、産婦が必要な時に利用できるサービスとなるよう、事業を実施していきます。

◆目標事業量

単位：延べ人数/年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ（宿泊）型	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
デイサービス（日帰り）型	量の見込み	87	92	98	95	92
	確保方策	87	92	98	95	92
アウトリーチ（訪問）型	量の見込み	8	8	8	7	7
	確保方策	8	8	8	7	7

⑮妊婦等包括相談支援事業

◆事業概要

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

◆現在の実施状況

妊娠届出時に個別面談を実施し、各家庭の状況の把握、セルフプランの作成、パパ学級の実施を行っています。また、妊娠8か月頃にアンケートを送付し、希望する方へ面談実施や産前産後手続きやサービスの情報提供産後の訪問など、妊娠時から出産・子育てまで身近な伴走型の相談支援を実施しています。

◆今後の方向性

引き続き、こども未来課と保健センターで連携し、より細やかな支援を行っていきます。

◆目標事業量

単位：回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	171	165	162	157	152
確保方策	171	165	162	157	152

⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆事業概要

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

◆現在の実施状況

国が令和7年度に制度化し、令和8年度から全国の自治体で実施する事業で、本市においても現在

は実施していませんが、令和8年度からの実施するため検討を行っています。

◆今後の方向性

広く周知を行い、利用しやすい事業となるよう関係機関と調整を行い、令和8年度から実施します。

◆目標事業量

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み		6	6	6	6
	確保方策		6	6	6	6
1歳	量の見込み		2	2	1	1
	確保方策		2	2	1	1
2歳	量の見込み		1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制

計画の取組は、行政においては福祉のみならず保健、教育、建設、防犯、雇用、企画など幅広い分野にわたります。庁内関係部署間の密接な連携を図り、国・県や関係機関とも連携しながら進めます。また、行政だけの取組には限界があり、家庭、地域、団体、企業と一体となった取組を進めることが必要となりますので、教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

(1) 庁内推進体制

こども未来課、福祉課、保健センター、学校教育課、社会教育課の5課で設置している子ども・子育て調整会議で着実な計画実現に取り組みます。

(2) 計画の周知

本計画の市民への周知を図るために、市の窓口やホームページで計画書を公表します。また、本計画の内容をわかりやすく記載したパンフレットを配布します。

2. 計画の進行管理

(1) 取組の評価

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。その際、子ども・子育て会議において進捗状況・達成状況の評価を行うとともに、以後の計画推進の課題等について検討します。

(2) 実施状況等の公表

計画の進捗状況や事業の実施状況、評価・検証の結果については、市のホームページ等に掲載し、市民への周知に努めます。

3. 計画の見直し

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間について定めた計画です。社会情勢の変化により、計画に定める量の見込みや確保方策が変動することが考えられます。毎年の評価と併せて、必要に応じて計画の見直しを行います。計画を変更しようとするときは、子ども・子育て会議の意見を、その他の場合にあつてはこども、若者、保護者や支援に係る当事者の意見を聴きながら行います。